

## 災害に関するホットラインの考え方（案）

### 1. ホットラインとは

ホットラインは、事務所長と市町村長が平時に構築した信頼関係に基づき、災害の発生時またはそのおそれがある時に、直接連絡を取り合い、情報交換する仕組みである。

### 2. ホットラインの目的

被害を軽減し、一人でも多くの命を守るために、住民目線で被害の発生状況などの情報収集を早期に行うとともに、これに応じた支援の提案などを迅速に行うことで、被災者の救命・救助、孤立集落への物資提供や避難生活の環境悪化などを防ぐことを目的とする。

### 3. ホットラインの心構え

- ホットラインの構築は、構築すること自体が目的ではなく、市町村長と被害を軽減するための情報交換を行い、被災地に寄り添った対応を行うための第一歩である。災害の状況や対応の進捗に応じて、可能な限り継続的に実施し、丁寧な対応を心がける。
- 情報収集にあたっては、所掌にとらわれることなく、住民目線で行う。国土交通省では対応が困難な情報が含まれている場合は、他省庁や関係機関と連携して対応を図るため、躊躇することなく情報を収集する。
- 特に発災直後は、被害に関する情報が乏しいことから、被災地に近い存在である国土交通省が積極的に情報収集を行う。

#### 4. ホットラインで収集・提供する主な情報 ※別紙2「災害初動時に期待される情報収集」参照

災害の種類（風水害、地震など）、その規模、地形条件及び社会条件等によって、どのタイミングで何を優先して災害対応を行うかは異なる。次に示す災害対応のフェーズと収集・提供すべき情報は、標準的なものを示していることから、これを参考として、実際の災害対応状況を踏まえて、ホットラインを行うこととする。

##### (1) 『避難』のフェーズ（水害等の事前避難が可能な場合）

**観点：迅速な避難に繋げるための情報交換**

###### 【収集する主な情報】

○避難指示の発令、住民避難の状況

###### 【提供する主な情報】

○河川氾濫や土砂災害等により想定される被害、その他の災害発生リスク等、市町村長が避難指示等の発出を判断する際に必要な情報（河川の水位情報や浸水想定区域 等）

##### (2) 『発災』のフェーズ

**観点：発災直後の被災地の様子や一般被害、公共施設被害の情報収集と必要な支援を行うための情報交換**

###### 【収集する主な情報】

○被害の規模感を把握するために必要な以下の情報

- ・一般被害の状況  
（浸水・土砂災害の範囲、人的被害、家屋被害 等）
- ・ライフライン等の状況  
（電気、ガス、水道、通信、公共交通 等）
- ・公共施設被害の状況  
（道路、橋梁、堤防、上下水道 等）

###### 【提供する主な情報】

○収集した被害の状況等に応じた支援の提案  
（防災ヘリ等による被災状況調査、リエゾン派遣、災害対策用機械等の派遣、その他応急対応 等）

##### (3) 『救助』のフェーズ

**観点：迅速な救助活動に繋げるための情報交換**

###### 【収集する主な情報】

○人的被害がある場合は、場所や人数、現場の状況等救助活動に繋げるために必要な以下の情報

- ・人的被害の状況（場所、人数 等）
- ・現場の状況（浸水範囲での逃げ遅れ、土砂災害による埋もれ、倒壊家屋の下敷き 等）
- ・救助にあたっての隘路

#### 【提供する主な情報】

- 収集した被害の状況等に応じた支援の提案  
(防災ヘリ等による被災状況調査、災害対策用機械等の派遣、その他救助を行うために必要な応急対策 等)

#### (4) 『物資提供』のフェーズ

**観点：命を繋ぐための物資を孤立集落に提供するための情報交換**

#### 【収集する主な情報】

- 孤立集落があり、移動手段が途絶している場合は、ライフラインや備蓄食料の状況等必要な支援に繋げるために必要な以下の情報
  - ・孤立集落の状況（場所、人数 等）
  - ・現場の状況（浸水、土砂崩れ、道路の損傷 等）
  - ・物資提供にあたっての隘路（徒歩通行可否 等）
  - ・ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信 等）
  - ・備蓄食料

#### 【提供する主な情報】

- 収集した孤立集落の状況等に応じた支援の提案  
(防災ヘリ等による被災状況調査、災害対策用機械等の派遣、その他物資の提供を行うために必要な応急対策 等)

#### (5) 『被災者支援』のフェーズ

**観点：避難生活での環境悪化による関連死を防ぐための情報交換**

#### 【収集する主な情報】

- ライフラインや生活必需品等の避難者の困り事に関する以下の情報
  - ・ライフライン（電気、ガス、水道、通信 等）
  - ・生活必需品（水、食料、毛布 等）

#### 【提供する主な情報】

- 収集した情報に応じた支援の提案（給水支援、電源支援 等）

### 5. 留意事項

- ホットラインでは、細かな数量を把握する観点ではなく、規模感を把握する観点で情報交換を行う。
- 災害発生時により緊密な情報交換を行うため、平時から市町村長等と信頼関係を深めておく。
- 法令等に基づく必要な情報提供、その他必要な情報交換は、ここでの記載によらず適切に実施する。
- 対象市町村が多数に及ぶ場合や市町村長と電話が繋がらない場合等は、実務担当者（事務所の副所長等と市町村の危機管理担当者等）がホットラインに準じた情報交換を行うことを妨げるものではない。
- リエゾンを派遣している場合など、ホットライン以外の方法で十分な情報交換が可能な場合は、その方法によることを妨げるものではない。

## ホットラインで情報交換する対象市町村の目安

### ① 共通

- ・ 緊急安全確保や避難指示が発表された市町村
- ・ 自然災害による死者や行方不明者、孤立集落、一定規模以上の人的被害や一般被害（上下水道施設等のライフラインの被害を含む）等が発生した、または発生するおそれが高い市町村、および被害に伴う社会的影響が大きいと判断される市町村（情報源はマスコミによる報道等を含む）

### ② 地震

- ・ 震度5弱以上が観測された市町村

### ③ 津波

- ・ 津波警報、大津波警報が発表された沿岸地域の市町村

### ④ 風水害

- ・ 氾濫発生情報が発表され、浸水が想定される市町村
- ・ 特別警報（大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、高潮、波浪）が発表された市町村
- ・ 記録的短時間大雨情報が、概ね3時間以内に2回発表された地域がある市町村（異なる地域でも同一の市町村である場合、ホットラインを行うことを妨げない）
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された市町村
- ・ 緊急放流（異常洪水時防災操作）に関する事前の通知が発表されたダムの関係市町村
- ・ その他、水害リスクの高まりに応じて浸水が想定される市町村

### ⑤ 火山災害

- ・ 噴火によって顕著な降灰等があり、土石流による被害が想定される市町村
- ・ その他、噴火警報（居住地域）、噴火警報レベル3以上の発表があり、噴火に伴う噴石・降灰により一般被害が発生、または影響を及ぼすおそれがある市町村

### ⑥ 雪害

- ・ 特別警報（大雪、暴風雪）が発表された市町村

被害を軽減し、一人でも多くの命を守るために、住民目線で情報収集にあたる。



(国交省の所掌でない課題は、関係省庁が協力、連携して対応)  
所掌にとられず、情報を収集する  
被災地に最も近い存在である国土交通省は